

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日)

## 目次

- ◇ 告 示 結核予防法による医療機関の指定
- 鶏等の移入を禁止する区域の指定
- 土地改良区の役員の就退任
- 土地改良事業の認可
- 土地収用法による事業の認定
- 昭和四十九年十月鳥取県告示第五百二十三号の一部改正
- 公有水面の埋立ての免許

## 告 示

### 鳥取県告示第七百三十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十九年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和四十九年八月九日	小坂内科医院	境港市高松町字後浜田五九七一五

### 鳥取県告示第七百三十三号

ニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定に基づき、鶏若しくはあひる若しくはこれらの死体又はニューカッスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和四十九年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

広島県賀茂郡豊栄町

### 鳥取県告示第七百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和四十九年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

米川土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 湯 浅 淳 米子市富益町四、二二七番地

昭和四十九年六月二十二日死亡により退任

香取土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	吉田 堅一	西伯郡大山町豊房二〇五一番地三九
"	石原 賢	二〇五二番地六四
"	森田 春信	二〇五二番地二六
"	井上 静雄	二〇五三番地四
"	岡村 守雄	二〇四六番地の四四
"	大林 光雄	名和町大字加茂三二八九番地
"	竹内 武雄	中山町松河原一、四六五番地の一
監事	鉦谷 安範	大山町豊房二〇五二番地九〇
"	森近 計雄	二〇四一番地一一
"	狭古 定雄	中山町高橋一〇三五番地

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和四十九年六月二十六日就任 任期第一回総会まで

米金井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	長尾 良一	日野郡江府町大河原一〇一一
"	清水 和親	吉原一、三六八
"	木村 皓文	溝口町大滝二七一
"	中島 一男	栃原二九〇
"	遠藤 幸夫	富江五一
"	森田 健	七二四
"	田中 利之	大倉一、〇〇〇

権代 一夫 一、四九七

監事 竹村 盛雄 富江七二〇

" 石津 義章 大滝二九三

" 野坂 邦郎 江府町吉原一、五七二

任期満了により退任

米金井手土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	長尾 良一	日野郡江府町大河原一、〇一一
"	清水 和親	吉原一、三六八
"	木村 和	溝口町大滝二〇〇
"	林原 秀幸	栃原六二五
"	遠藤 幸夫	富江五一
"	森田 健	七二四
"	田中 利之	大倉一、〇〇〇
"	権代 一夫	一、四九七
監事	西村 三義	富江八三
"	石津 義章	大滝二九三
"	野坂 邦郎	江府町吉原一、五七二

昭和四十九年四月十日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、昭和四十九年四月十日就任 任期二年

淀江町土地改良区  
退任した役員の氏名及び住所

理事 砂口 稲男 西伯郡淀江町大字稻吉六五

長谷川 周一 九三

山根 研次 八八

砂口 吉弘 七一

塚本 茂 中間四七九

吉岡 要二郎 西原五二四

龜山 大吉 淀江九〇七

林原 四郎 五二三

赤木 齊 平岡二八

松原 邦博 福頼二七三

平林 茂 小波一一二

松本 高資 一、二三九

本田 清貞 本宮三二六

木島 玉樹 西尾原八二

藤本 鉄夫 一三九

長谷川 光豊 稻吉一四五

池口 幸揚 西原七二九

昭和三十九年三月二十六日開催の第一回総代会で役員選挙が行なわれたので、土地改良法第十八条第十三項の規定により昭和四十九年三月二十六日退任

淀江町土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 砂口 稲男 西伯郡淀江町大字稻吉六五番地

亀山 大吉 淀江九〇七

林原 四郎 五二三

池口 幸揚 西原七二九

吉岡 要二郎 五二四

砂口 吉弘 稻吉七一

山根 研次 八八

長谷川 周一 九三

野坂 隆彦 西尾原一〇八一二

松本 高資 小波一、二三九

平林 茂 一一二

松原 邦博 福頼二七三

赤木 齊 平岡二八

渡辺 豊 米子市泉四六八

小林 哲朗 六一九

高島 耕一 西伯郡淀江町大字淀江八一二

大村 正年 中間六四〇

昭和四十九年三月二十六日開催の通常総代会において総選挙の結果当选し、昭和四十九年四月二日就任 任期四年

大鵬土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事 石田 春光 倉吉市上吉川二九〇

山本 弘 鴨河内二五三七

坂本 武男 旭田町八七

〃 増田高德 〃 丸山町四七七ノ一  
任期満了により退任

大鴨土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

監事 石田春光 倉吉市上古川二九〇

〃 山本弘 〃 鴨河内二、五三七

〃 坂本武男 〃 旭田町八七

〃 増田高德 〃 丸山町四七七ノ一

昭和四十九年七月二十日開催の総代会において、役員選挙の結果当選し、  
昭和四十九年八月九日就任 任期三年

大沢土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 永林幸一 米子市両三柳二、五六〇番地

〃 野村勇 〃 二、六三八

〃 福景亀寿 〃 上福原一、八四一

〃 小別所貞徳 〃 中島一一八

監事 森尾秀顕 〃 西福原六〇二

〃 荒島茂宣 〃 旗ヶ崎七五七

永林幸一は、昭和四十七年十二月十八日、小別所貞徳は昭和四十七年九月十日、森尾秀顕は、昭和四十七年二月二十七日、荒島茂宣は、昭和四十七年六月三十日それぞれ死亡により退任、また、野村勇は昭和四十八年四月九日、福景亀寿は昭和四十八年十一月五日それぞれ一身上の都合により退任

千代水土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 天川勇吉 鳥取市徳吉一九四番地

昭和四十九年七月八日死亡により退任

北条土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 岩本勝利 東伯郡北条町大字弓原六二二

昭和四十九年七月十六日死亡により退任

鳥取県告示第七百三十五号

羽合町から申請のあつた町営土地改良(光吉地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年八月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百三十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。



より告示する。

昭和四十九年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

昭和四十九年八月三十日

二 免許を受けた者の名称及び住所

田後港港湾管理者 鳥取県

鳥取市東町一丁目二二〇番地

三 埋立区域

次の基点を順次結んだ線及び基点十五と基点一とを結んだ線によつて  
囲まれた区域

基点 一 岩美郡岩美町大字田後字日和山五六〇番地先田後港第二防  
波堤に接続した波除堤の標柱一

二 第三防波堤先端の西小島の標柱二から一四二度三〇分一五  
メートルの点

三 第三防波堤先端の西小島の標柱二

四 基点三から二五〇度七メートルの点

五 第三防波堤の基部

六 基点五から二七五度四メートルの点

七 第二防波堤先端白瀬島標柱三から二二五度五メートルの点

八 第二防波堤先端白瀬島標柱三

九 基点八から七五度五メートルの点

十 八から二〇度九メートルの点

十一 八から三三〇度八メートルの点

十二 第二防波堤の基部向島標柱四から第二防波堤にそつた一

八・五メートルの点

十三 標柱四から第二防波堤にそつた二六メートルの点

十四 基点十三から一七〇度九・五メートルの点

十五 一から三五〇度一五メートルの点

四 埋立地の用途

岸壁造成のため

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】